

## 令和4年第6回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年6月22日（水）午前9時55分から10時28分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第5号 非農地証明願について

第3 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 兵頭 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和4年第6回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第4号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外2筆で申請理由は売買です。登記地目現況地目共に畑となっており、合計面積は534㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

5月20日に譲受人立会いのもと、担当委員の小笠原正委員と事務局永野、兵頭で現地を確認して参りました。

今回は改選後初めての農地の所有権の移転案件ということで、農地法第3条の許可要件資料をお手元に配布しております。そちらを参考にご審議をお願いいたします。

それではお手元の資料16ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は、4ページにもありますとおり、申請農地を含めまして3,694㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は申請地付近で農業に従事しており、また申請農地はすべて自宅付近であることから、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり5月20日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正君。

〔小笠原正委員〕

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は既に柚子や野菜の耕作を行っており、実績もあることから、善良な管理が見込まれるものと

考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池委員〕

9番。

〔議長〕

はい、どうぞ。

〔上池委員〕

9番の上池です。

申請書についてですが、農機具の保有状況の欄が何もなくなっているんですが、詳細に書いたほうがよいのではないのでしょうか。

〔事務局書記〕

はい、こちらについては申請者の方からお話を伺っておりますが、申請書の様式の農機具が水稻寄りのものが主となっており、申請者は柚子や野菜など畑を耕作しておりますので、様式の項目にあります農機具は所持していないとのことです。

今後申請書の項目に記載のない農機具についても追記していただくようにしたいと思います。

〔上池委員〕

了解しました。

〔議長〕

他にありませんか。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第5号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、17 ページをご覧ください。議案第 5 号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 [REDACTED] の 1 筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、6 月 7 日に担当委員の小笠原正委員と事務局永野、兵頭で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は昭和 20 年頃には既に原野になっていたとのことで、現在は 3 分の 2 程度の面積がコンクリート舗装された状態であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第 5 号について、担当委員の説明を求めます。6 番小笠原正君。

〔小笠原正委員〕

はい、6 番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたが、申請地は既に資料の現地写真の状態となっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第 5 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

はい。

〔議長〕

どうぞ。

〔原委員〕

1 番の原です。資料の写真にある赤線は何を意味しているのですか。

〔事務局書記〕

はい、こちらの農地については地籍調査が終わっていないため、公図の区画が古いものであり、対象農地が分かりにくいかと思われましたので、赤線にて対象農地を囲っております。

〔原委員〕

分かりました。

〔議長〕

他にありませんか。

（発言なし）

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に、その他の件について事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

次回7月総会の日程についてですが、7月27日水曜日午前10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくをお願いします。事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

（1番原委員より育苗についての住民の声の情報共有あり）

それでは以上をもちまして、令和4年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番

\_\_\_\_\_

署名委員 9番

\_\_\_\_\_